

平成28年度 瀬戸市一般不妊治療費等助成制度のご案内

1 制度の概要について

(1) 対象者

法律上の夫婦であって、国内の産科、婦人科又は産婦人科あるいは泌尿器科を標榜する医療機関において不妊症と診断され、その治療を受けた方で申請日において次の要件をすべて満たす方

- ① 夫婦の一方または両方が瀬戸市内に住所を有すること
- ② 健康保険の被保険者または被扶養者であること
- ③ 市税を滞納していないこと
- ④ 市国民健康保険料を滞納していないこと

(2) 支給要件

夫および妻の前年所得の合計額が730万円未満であること

申請時期によって、確認が必要な所得時期が異なります。

平成28年4月・5月の申請・・・平成26年（平成26年1月～12月）の所得

平成28年6月～平成29年3月の申請・・・平成27年（平成27年1月～12月）の所得

所得の算出方法は瀬戸市ホームページからダウンロードできます。
(瀬戸市ホームページ TOP>ライフシーン>健康・医療>医療助成)

(3) 対象となる治療等の範囲

ホルモン療法、人工授精等の一般不妊治療やこれに伴う検査、調剤費。ただし体外受精および顕微授精のほか、夫婦以外の第三者からの卵子・胚の提供による治療法は対象外です。

(この場合、愛知県の制度である特定不妊治療費助成制度に該当する場合があります。詳しくは、愛知県瀬戸保健所 TEL 82-2196へお尋ね下さい。)

(4) 助成内容

医療費等の本人負担額の1/2以内の額で、限度額は5万円/1年度（千円未満は切捨て）

※文書料、食事負担額、個室料など直接的な治療でないものは対象外です。

※3年度目の申請となる場合、助成の上限額や期間は1年度目から差し引いたものとなります。

(5) 助成期間

助成開始月から連続した2年間（24か月）

※県内の他市町村で助成を受けた場合、その助成期間も含まれます。

※治療の間に妊娠した場合（流産を含む）は、その後の治療開始から24か月と考えます。

※医師の指示による治療の中断の場合、その中断期間を助成最終年度に延長することができます。

(6) 申請時期

平成28年3月から平成29年2月までの診療分は平成28年4月から平成29年3月15日まで（年度末は病院での受診証明書の発行に時間がかかることがありますので、早めに申請してください。)

申請のタイミング

- ・転出前
- ・その年度対象分の診療が終わったとき

2 申請手続きについて

◎下記の書類一式を健康課へ提出してください。

- ① 一般不妊治療費等助成事業申請書
- ② 一般不妊治療費等助成事業受診等証明書
- ③ 領収書の原本
- ④ 同意書（同意書をご提出頂いた場合、以下の項目は当課で調査しますので不要です）

②については医療機関に記入してもらって下さい。複数の受診について申請する場合は、医療機関ごとの証明書が必要です。

- ⑤ 住民票（夫婦の続柄が記載されているもの）
- ⑥ 市税及び国民健康保険料に関する納付済証明書
- ⑦ 所得証明書（夫婦とも）

⑦については転入された時期により、所得証明書を発行できない場合があります。
(詳しくは裏面の問12をご覧ください)

- ⑧ 戸籍謄本（**本籍が瀬戸市の場合または夫婦同一世帯の場合は不要**です）
- ⑨ 瀬戸市外（県内）で不妊治療の助成を受けたことがある場合はその決定通知書のコピー

書類①、②、④は、瀬戸市ホームページからダウンロードできます。
(瀬戸市ホームページ TOP>ライフシーン>健康・医療>医療助成)

◎その他持ち物

印かん（スタンプ印不可）、振込先の通帳（申請者と同一名義のもの）、**夫婦それぞれの健康保険証**、夫婦それぞれのマイナンバーカード（個人番号カード）またはマイナンバー（個人番号）通知カード
※マイナンバー通知カードの場合は、本人確認ができるもの（運転免許証等）をご持参ください。
(マイナンバーが記入できない場合も申請は可能です。)

一般不妊治療費等助成事業 ～よくある質問について～

問	回答
1	<p>愛知県特定不妊治療費等助成制度と瀬戸市一般不妊治療費等助成制度の違いを教えてください。</p> <p>愛知県特定不妊治療費等助成制度は、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる体外受精又は顕微授精を受けられたご夫婦に助成金が支払われる制度で、瀬戸市にお住まいの方は瀬戸保健所が申請窓口となります。詳細は県ホームページ(http://www.pref.aichi.jp/0000012608.html)をご覧ください。瀬戸保健所(TEL:0561-82-2196)までお問い合わせください。一般不妊治療の対象とする治療は、ホルモン療法、人工授精等の治療やこれに伴う検査、調剤費で、特定不妊治療の対象となる体外受精や顕微授精は除かれます。</p>
2	<p>愛知県特定不妊治療費等助成制度と瀬戸市一般不妊治療費等助成制度を両方申請することは可能ですか</p> <p>助成対象となる治療の内容が違うため、それぞれ対象の治療を受けていれば、両方申請していただくことは可能です。</p>
3	<p>助成期間の考え方を教えてください</p> <p>助成開始月より連続する2年間(24か月)となります。ただし、助成開始月が年度途中となった場合で、第1年度目の助成期間が12か月未満で、かつ助成額が5万円未満の場合は、第3年度目の治療について、第1年度目の12か月に満たなかった残りの月数以内で、5万円に満たなかった額を上限に助成の対象とします。また、医師の判断により治療を中断した場合、その中断月数(日割り計算ではなく、月単位で考えます。)を助成最終年度に延長します。</p> <p style="text-align: center;">例)平成27年8月から助成対象の治療を受けた場合</p>  <p>助成1年度目 H27年8月～H28年2月診療分(7か月) 3万円</p> <p>助成2年度目 H28年3月～H29年2月診療分(12か月) 5万円</p> <p>助成3年度目 H29年3月～H29年7月診療分(5か月) 2万円</p> <p>助成1年度目が12か月に満たなかった場合、残りの月数を延長します。(助成額は5万円に満たなかった残りの額が上限となります。)例の場合、1年度目が7か月ですから、3年度目は5か月(12か月-7か月)になります。助成額は2万円(5万円-3万円)が上限です。</p>
4	<p>他市から引っ越してきましたが、他市で受けた分は申請できますか</p> <p>瀬戸市に住民票が無い時期の分に関しては、助成の対象外です。</p>
5	<p>他市へ転出しましたが、瀬戸市で受けていた分の不妊治療は転出後に申請できますか</p> <p>申請日時時点で瀬戸市に住民票が無い場合は申請することができません。必ず転出前に申請してください。</p>
6	<p>県外の病院で治療を受けましたが、申請できますか。</p> <p>助成の対象です。</p>
7	<p>国外で受けた不妊治療の費用は対象になりますか</p> <p>助成の対象外です。</p>
8	<p>医療機関を重複して治療している場合でも申請できますか</p> <p>申請できます。申請の際は、重複しているすべての医療機関における受診証明書が必要です。</p>
9	<p>受診証明書に関わる料金も助成の対象となりますか</p> <p>文書料は助成の対象外です。なお、医療機関により文書料は異なります。</p>
10	<p>不妊治療に関わる(助成対象となる)費用を具体的に教えてください</p> <p>医療機関での支払い、及び薬局での支払いが対象となります。ただし自分で購入した健康食品や排卵チェックカーなどは助成の対象外です。</p>
11	<p>医療費控除を受けようと思います。一般不妊治療に申請した分の領収書の扱いはどうなりますか</p> <p>一般不妊治療費の助成額を差し引いた医療費を、医療費控除で申請することになります。一般不妊治療費の申請の際には、領収書に「申請済」の押印をして返却しますので、その領収証を医療費控除申請時にお使いいただくことができます。必ず、<u>医療費控除の申請の前に一般不妊治療の申請を行ってください</u>。医療費控除とは、自分自身や家族のために医療費を支払った場合に、一定の金額の所得控除を受けることができるものです。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。</p>
12	<p>1年前に瀬戸市に転入してきたのですが、所得証明書はどうすればいいですか</p> <p>所得証明書は、1月～5月に申請の場合は前々年、6月～12月に申請される場合は前年のものが必要です。証明書の発行は、証明が必要な年の1月1日時点で住民票があった市町村 例)H28.4・5月に申請する場合 H26.1～12月の所得証明→H27.1.1に住民票があった市町村で証明書発行 H28.6～H29.3月に " H27.1～12月の " →H28.1.1に "</p>
13	<p>1年前に瀬戸市に転入してきました。子どもの児童手当の申請に提出した所得証明書を、今回の助成金申請に使用することは可能ですか</p> <p>市役所における他の申請に利用した所得証明書を転用することはできません。転入前の所得証明書が必要な場合は、前住所地に発行を依頼してください。</p>
14	<p>所得の考え方を教えてください</p> <p>支給要件として夫及び妻の前年所得の合計額が730万円未満であることが必要です。算出方法は瀬戸市ホームページ上に詳しく載せてありますので、ご確認ください。</p>
15	<p>不育症は助成の対象となりますか</p> <p>助成の対象外です。</p>
16	<p>2年前に申請しましたが、自己中断していました。治療を最近再開しましたが、助成期間の考え方はどうなりますか</p> <p>自己中断とは、医師の指示がなく治療を中断している場合をさします。自己中断の場合は、中断期間分を延長することはできません。医師の指示がある場合のみ、中断期間を助成最終年度に延長することができます。</p>